

○北海道後期高齢者医療広域連合職員の退職管理に関する規則

制 定 平成 31 年 3 月 28 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 及び第 60 条第 4 号から第 6 号までの規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 1 項及び第 60 条第 4 号に規定する離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前 5 年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している職員が属する執行機関等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織又は議会の事務局をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関等を除く。）に属する職員とする。

(子法人)

第 3 条 法第 38 条の 2 第 1 項の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 2 第 1 項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する子法人をいう。以下同じ。）又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(内部組織の長の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第 4 条 法第 38 条の 2 第 4 項及び第 60 条第 5 号に規定する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職（以下この条において「内部組織の長の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の 5 年前の日より前に就いていた内部組織の長の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長の職に就いていた時に担当していた職務を担当している職員が属する執行機関等（当該再就職者が当該内部組織の長の職に就いていた時に在職していた執行機関等を除く。）に属する職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第 5 条 法第 38 条の 2 第 5 項及び第 60 条第 6 号に規定する在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している職員が属する執行機関等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関等を除く。）に属する職員とする。

(行政庁等への権利の行使等に類する場合)

第 6 条 法第 38 条の 2 第 6 項第 2 号の規則で定める場合は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 36 条の 3 第 1 項及び北海道後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成 20 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）第 34 条の 3 第 1 項の規定による処分又は行政指導の求めを行う場合とする。

(公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第 7 条 法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として広域連合長が定めるものを受ける契約に関する職務その他職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第8条 法第38条の2第6項第6号の承認を得ようとする再就職者は、再就職者依頼等承認申請書(様式1)を任命権者に提出して申請しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による申請があった場合において、同項の承認をすることとしたときは再就職者依頼等承認書(様式2)により、同項の承認をしないこととしたときは再就職者依頼等不承認書(様式3)により、同項の再就職者に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式1 (第8条関係)

再就職者依頼等承認申請書

年 月 日

(宛先) 任命権者

広域連合の職務上の行為に関し依頼等を行うことについて、下記のとおり承認の申請をします。

記

1 申請者

お名前 氏名	①	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)
勤務先 (営利企業等)	名称(所属)		
	所在地		
	連絡先	TEL :	FAX :
	業務内容		
	地位		

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年 月 日	離職時の職	
離職前5年間 (※) の在職状況等	所属・職	在職期間	職務内容
		年 月 日～年 月 日	
		年 月 日～年 月 日	
		年 月 日～年 月 日	
		年 月 日～年 月 日	
		年 月 日～年 月 日	

※ 申請者が事務局長の職に就いていた場合にあっては、事務局長の職に就いた初日まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼をする事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に 関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる職員

ふりがな 氏名			
所属		職	
職務内容			

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として広域連合長が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの 職務の内容及び職務に係る職員の裁量の程度
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式2（第8条関係）

年 月 日

再就職者依頼等承認書

様

任命権者 印

あなたが本広域連合の職務上の行為に関し依頼等を行うことについて、下記のとおり承認します。

記

勤務先（営利企業等）の名称 （所属）		
勤務先における地位（役職等）		
離職日	年 月 日	
離職時の職		
要求又は依頼の対象となる職員	氏名	
	所属	
	職	
要求又は依頼の対象となる契約 等事務の内容	<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として広域連合 長が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの <input type="checkbox"/> その他職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの	
要求又は依頼の具体的な内容		

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式3（第8条関係）

年 月 日

再就職者依頼等不承認書

様

任命権者 

あなたが本広域連合の職務上の行為に関し依頼等を行うことについては、下記のとおり不承認とします。

記

勤務先（営利企業等）の名称 （所属）	
勤務先における地位（役職等）	
離職日	年 月 日
離職時の職	
不承認の理由	

備考

- 1 この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。